

議案第40号

基山町税条例の一部改正について

基山町税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年12月3日提出

基山町長 松田 一也

基山町条例第 号

基山町税条例の一部を改正する条例

基山町税条例（昭和24年条例第44号）の一部を次のように改正する。

第56条中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

私立学校法の一部を改正する法律（令和5年法律第21号）の公布に伴い、引用条文の整理が必要なため、基山町税条例を改正する必要がある。

令和6年12月13日原案可決